

# 英語母語話者を標準モデルとしない伝達能力の有効性について

## [1]

—— ALT アンケート調査結果から得られる日本の英語教育における課題 ——

金子智香\* ・ 君塚淳一\*\*

(2009年9月15日受理)

Possible effectiveness of not treating English by native speakers of English as the sole teaching model:  
Findings and suggestions from the results of ALT questionnaire

Tomoka KANEKO and Junichi KIMIZUKA

キーワード: ALT, アンケート, 英語母語話者, 伝達能力, 判断基準

### Abstract

現在の日本の英語教育では、英語母語話者の能力を日本人英語学習者の英語習得目標としている。このことにより、英語母語話者のように話せないことへの劣等感や英語を間違えることへの怖れが生じ、日本人英語学習者の積極的な英語での自由発話が妨げられているように思われる。一方では、英語を国際語として捉え、効果的な異文化コミュニケーションを目指した、英語母語話者を日本人英語学習者の英語習得目標としない概念も提案され、議論もされている。本研究では、この概念の有効性を考察するための第一歩として、ALTの現状・実態を把握するためにALTに関するアンケート調査を実施した。アンケート結果から導き出された現在の英語教育における課題として、ALTの定義の再考、非英語圏ALT採用の際は非英語圏ALTの特性を生かすこと、そして英語母語話者の能力を日本人英語学習者の習得目標としない英語教育の実践可能な理論や方法論・教授法の必要性が挙げられる。

### はじめに

日本人英語学習者が英語でコミュニケーション活動をする際の問題点の中に、英語を間違えることへ過度に反応しすぎ自由に発話ができない点が挙げられる。その原因のひとつは、英語母語話者のような英語が話せないことへの劣等感を抱いてしまうことが考えられる。だが、この英語を間違えることへの怖れ、そして英語母語話者のように英語が話せないことへの劣等感を抱く根本的な原因は、日本人英語学習者自身の学習態度や精神面にあるわけではない。それは現在の日本の英語教育が、英語母語話者の能力を英語習得目標としている点にあると考えられる。その一例として

---

\*茨城大学非常勤講師    \*\*茨城大学教育学部英語教育教室

Canale and Swain (1980) により理論化された、言語教育における伝達能力の概念が考えられる

(Canale and Swain 27-35)。彼らの言う伝達能力（文法能力、社会言語的能力、方略的能力の三部門から成る）は、近年日本でも盛んなコミュニカティブな言語教育の習得目標とされ、母語話者（ここでは英米語を母語とする者）の言語能力を第二言語学習者の能力の判断基準としている（Canale and Swain 1980, 27-35）<sup>1)</sup>。これは、実際には、英語母語話者の能力を、日本人英語学習者が習得すべき英語能力として強いることとなり、論理的には確かに間違っていないものの実際には、英語に対する抵抗感や劣等感を深める可能性が非情に大きいと考えられる。その一方で、現在では効果的な異文化コミュニケーションを目指した、英語母語話者を能力の判断基準としない伝達能力の概念（英語を国際語として捉え、必ずしも英語母語話者の能力を英語学習者の習得目標としない概念）が提案され、議論もされている<sup>2)</sup>。

本稿では、その伝達能力の有効性とそれにまつわる問題点について考察する研究の第一歩として、英語教育現場で、英語学習者にとって日常的、且つ、身近な存在である ALT (外国語指導助手)に関するアンケート調査を実施した。このアンケート調査の目的は、ALT の現状・実態を把握することにより、英語母語話者の能力を日本人英語学習者の英語能力の判断基準とする現在の英語教育の問題点・課題点を提起することにある。

## 1. ALT に関する調査・アンケート結果

ALT の現状・実態把握のために、平成 20 年度に公立の小学校、中学校、高等学校に配属されている ALT に関するアンケート調査を関東の協力県で実施した。すべての公立高等学校の ALT に関しては、教育庁高等教育課へ、また、公立の小・中学校 ALT に関しては、各市町村教育委員会へ、調査協力依頼をし、教育庁高校教育課と、44 市町村教育委員会中、34 市町村教育委員会から協力を得ることができた。アンケート内容は、ALT の採用・配置人数、性別、指導担当外国語、国籍、最終教育機関での専攻、最終学位、雇用派遣元、ALT に関する今後の課題を含む 8 項目である。

### 1. 1 ALT 資格要件

ALT の資格要件に関して、JET プログラム ALT 資格要件と、民間業者委託 ALT 資格要件とに分けることができる。

#### 1. 1. 1 JET プログラム ALT 資格要件

自治体国際化協会（2009）によると、JET プログラムは、自治体国際化協会、総務省、外務省、文部科学省、そして地方公共団体が協力して推進されている。まず総務省が ALT 配置活用計画をとりまとめ、国別招致計画を策定する。その国別招致計画に基づき在外交館を通じて外務省が ALT の募集・選考の事務を行う。そして、文部科学省が ALT に対する学校教育研修・指導およびカウンセリングを行い、自治体国際化協会が、地方公共団体などの契約団体への ALT の配置、契約団体への助言、ALT に対するオリエンテーション・研修などを行うことになる（自治体国際化協会 2-12）。

今研究協力県の公立高等学校に配置される ALT はすべて JET プログラムから派遣されている。また、同県、公立小・中学校 ALT 採用・配属担当の市町村教育委員会が希望すれば、JET プログラムから公立小・中学校に ALT が派遣されることになっている。

自治体国際化協会（2009）発表による JET プログラム ALT 資格要件は、年齢・国籍・健康状態などの基本的情報から、日本における教育に対する関心・意欲を図るものなどの 17 項目から成る（自治体国際化協会 5）。資格要件のひとつとして、大学学士号取得者であることが挙げられている（自治体国際化協会 2009, 5）。しかし、大学における専攻は不問である。アンケート調査結果では、大学での専攻は多岐にわたり、教育、もしくは、英語教育専攻の ALT はごく少数であった。他の資格要件として、応募時に募集選考国の国籍を有することが挙げられている。JET プログラムは、日本の JET プログラムと提携がある国々を招致国として、その招致国から ALT を募集・選考している（自治体国際化協会 2009, 2-12）。英語を教える ALT 招致国として、英語圏招致国と非英語圏招致国とに分類でき、非英語圏出身 ALT は、ALT 試験応募時に、英語教員資格、そして、英語能力を示すことができる各種英語能力試験結果などの提出が必要であり、それらが重視される（自治体国際化協会回答 2008）。よって、現役英語教員、英語教員経験者、英語教員免許所有者、外国人に英語を教えた経験を有する者、英語圏諸国に在住・留学の経験がある者など、高度な英語力を有することが資格要件として付加される（自治体国際化協会回答 2008）。これと関連し、資格要件として、「指定言語の発音、リズム、イントネーション、発声において優秀であり、かつ現代の標準的な語学力を備えていること。また、文章力、文法力が優れていること。」がある（自治体国際化協会 2009, 5）。表 1 は、JET プログラム招致国の英語圏・非英語圏の分類である。

表 1 JET プログラム招致国の英語圏・非英語圏の分類

英語圏招致国	アイルランド、アメリカ合衆国、イギリス、オーストラリア、カナダ、ジャマイカ、シンガポール、トリニダード・トバゴ、ニュージーランド、バルバドス、南アフリカ、
非英語圏招致国	インド、オーストリア、オランダ、ケニア、ドイツ、パキスタン、フィリピン、フィンランド、フランス

(自治体国際化協会回答 2008)

### 1. 1. 2 民間業者委託 ALT 資格要件

民間業者とは、本研究の協力県の場合、公立小・中学校へ英語講師を ALT として派遣している民間英会話学校のことである。協力県では、公立小・中学校へ、各市町村教育委員会が ALT を採用・配置するため、ALT 雇用派遣元として、JET プログラムや民間業者を利用している。同県、公立高等学校に関しては、すべて JET プログラム ALT 採用のため、民間業者は利用していない。民間業者委託の ALT 資格要件は、各民間業者の英語講師採用要件に基づくため、民間業者で統一された基準や資格要件はない。複数の市町村教育委員会に ALT を派遣している民間業者のホームページを閲覧すると、英語圏からのみ ALT を採用している民間業者と、非英語圏からも ALT を採用している民間業者があり、資格要件は各民間業者で様々であった。

### 1. 2 ALT 雇用派遣元

今研究の協力県の ALT がどこから派遣されているのか、その ALT の雇用派遣元をまとめた。

1. 2. 1 公立高等学校 ALT 雇用派遣元

高等学校 ALT は、協力県教育庁高校教育課が採用し、すべて JET プログラムから派遣されるため、民間業者からは派遣されていない。

1. 2. 2 公立小・中学校 ALT 雇用派遣元

公立小・中学校の ALT は、各市町村教育委員会が採用し、さまざまな雇用のしかたがみられる。調査協力を得た 34 市町村教育委員会のうち、33 市町村教育委員会から ALT 派遣元に関する回答を得た。表 2 に ALT 雇用派遣元形態をまとめた。

表 2 公立小・中学校 ALT 雇用派遣元

民間業者のみ	JET プログラムのみ	市町村独自採用のみ	民間業者と JET プログラム	民間業者と市町村独自採用
22	2	1	4	4

(33 市町村教育委員会回答)

表 2 から、民間業者のみは 22 市町村教育委員会、JET プログラムのみは 2 市町村教育委員会、市町村独自採用のみは 1 市町村教育委員会、民間業者と JET プログラムは 4 市町村教育委員会、そして、民間業者と市町村独自採用は 4 市町村教育委員会となっており、民間業者のみが大多数を占めていることが分かる。アンケートの回答の中には、財政的な問題から JET プログラムではなく、民間業者を利用しているという回答や、JET プログラムよりも民間業者の方が契約に関する事務手続きが比較的軽減されるため、民間業者を利用しているという回答、そして、ALT 雇用派遣元は問題ではなく、勤務態度や意欲・熱意といった ALT の質が問題であるという回答があった。

1. 3 ALT 国籍

公立高等学校 ALT と公立小・中学校 ALT の国籍に関して、表 3 と表 4 にまとめた。更に、本名 (1999, 10-11・2002, 3-9) と外務省ホームページを参考に、英語圏・非英語圏の分類をした。表で網掛けになっている国が非英語圏で、ここでいう非英語圏とは、英語を第二言語、公用語、国際語として使用している国々である。ここではこの分類に則し、英語圏を、英語を母語として使用しているアイルランド、アメリカ合衆国、イギリス、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドとし、その他の国々を非英語圏とした。この英語圏・非英語圏の分類は、JET プログラムの分類とは異なるものである。何故か JET プログラムの分類では、英語を第二言語、公用語、国際語として使用している国も英語圏としている。JET プログラムによる、英語圏招致国・非英語圏招致国の分類は、「1. 1 ALT 資格要件」の表 1 で述べた。

1. 3. 1 公立高等学校 ALT 国籍

公立高等学校へはすべて JET プログラムから ALT が派遣され、平成 20 年度には、表 3 から分かるように、31 人が ALT として公立高等学校へ派遣された。これらの国すべてが、JET プログラム

の分類規定では、英語圏招致国とされてしまうことになる。

表3 公立高等学校 ALT 国籍

JET プログラム ALT 31 人 (英語圏 25 人、非英語圏 6 人)

アメリカ合衆国	15	シンガポール	2	トリニダード・トバゴ	1
イギリス	5	南アフリカ	2	ニュージーランド	1
カナダ	4	ジャマイカ	1		

### 1. 3. 2 公立中学校 ALT 国籍

公立小・中学校の ALT は市町村教育委員会によって採用されるが、その ALT 派遣元としては、「1. 2 ALT 雇用派遣元」で前述したように、JET プログラム、民間業者、市町村独自採用などが挙げられる。34 市町村教育委員会回答によれば、平成 20 年度には 227 人が ALT として公立小・中学校へ派遣されたことになる。34 市町村教育委員会の中で、民間業者が派遣元になっているため、国籍などの情報開示はできないという市町村教育委員会が 1 つ存在したため、表 4 では国籍情報が入手できた 33 市町村教育委員会採用の 198 人の ALT の国籍をまとめるに留まった。この中で特に米印 (※) は非英語圏の中でも、JET プログラムが非英語圏招致国として承認している国を表す。表 4 から見て取れることとして、非英語圏 ALT の数が 198 人中 61 人と、必ずしも少なくないということ、そして JET プログラムの非英語圏招致国以外の、非英語圏の国々から ALT が採用されていることが挙げられる。

表4 公立小・中学校 ALT 国籍

民間業者、JET プログラム、市町村独自採用などによる ALT 198 人 (英語圏 137 人、非英語圏 61 人)

アメリカ合衆国	89	アルゼンチン	1	トリニダード・トバゴ	1
※フィリピン	37	インドネシア	1	ネパール	1
イギリス	25	エジプト	1	ハンガリー	1
オーストラリア	9	※オーストリア	1	※フランス	1
カナダ	9	ガーナ	1	香港	1
ニュージーランド	4	※ケニア	1	南アフリカ	1
ペルー	2	スイス	1	メキシコ	1
マレーシア	2	スリランカ	1	ルーマニア	1
アイルランド	1	中国	1	ロシア	1
アゼルバイジャン	1	チリ	1		

(33 市町村教育委員会回答)

- ・米印 (※) : 非英語圏の中でも、JET プログラムが非英語圏招致国として承認している国
- ・教育委員会の資料に基づき、香港は中国に含めず掲載した。香港の言語的な特殊事情を考えるとそれが妥当だと考える。

## 2. ALT に関する調査、アンケート結果・集計により明らかになった点

ALT に関するアンケート結果・集計により明らかになった点として、以下の4点が挙げられる。

まず、第一点目として、統一資格要件の有無である。JET プログラム採用方法と民間業者採用方法を調べたところ、JET プログラム採用方法に関しては、JET プログラム ALT 資格要件に基づき、各国の在外交館を通して外務省が募集・選考の事務を実施していることが分かった。よって JET プログラムが設定する統一の資格要件に基づき、ALT 選考・採用が実施されていることになる。一方、民間業者採用方法に関しては各民間業者の資格要件に基づくため、統一の資格要件が存在せず独自の基準で ALT 選考・採用が実施されていることが判明した。アンケート回答の中には、「教育現場で重要なのは、ALT がどこから派遣されてくるのかではなく、勤務態度や教育に対する意欲・熱意などといった ALT の質であり、JET プログラム、民間業者の別は問題ではない」という回答がある一方、「一概には言いきれないが JET プログラムの方が ALT の質が高い」という回答、また、「JET プログラムと比べると、民間業者の ALT には質にばらつきがある」という回答があった。よって JET プログラムと民間業者間に、または、民間業者間にも、統一の資格要件が存在しないということは、ALT の質に影響を及ぼす一要因であると考えられる。

第二点目として、JET プログラムの資格要件の一つに学士号取得の項目があり、民間業者採用の ALT の最終学位もすべて学士号以上ではあるが、双方ともに学士号の専攻は不問であった。そのためアンケートの回答結果からは、専攻は多岐に渡り、教育もしくは英語教育を専攻した ALT はごく少数であることが分かった。JET プログラムの資格要件として、「大学の学士号取得者、あるいは3年以上の初等学校若しくは中等学校の教員養成課程を修了した者」や「語学教師としての資格を有する者又は語学教育に熱意がある者」が挙げられているが、教員養成課程修了や、語学教師資格は必須要件ではない。他に、「日本における教育、特に外国語教育に関心がある」ことが挙げられているが、これだけでは実際の教育に対する関心の度合いまでは分からないのが現実である。その点大学における専攻は、ALT 選考・採用時に、ALT 応募者の教育への意欲や熱意を計る指標のひとつになりうるであろう。アンケート回答の中には、「ALT が職務に専念しない」などの、教育への意欲や熱意の欠如に関する問題を挙げる回答があった。この問題は、ティーム・ティーチングや、ALT と児童・生徒、そして、日本人教員との関わり方に大きな影響を及ぼし、ALT の質そのものが問われることになると考えられ重要で検討すべきだ。

第三点目として、アンケートの国籍に関する回答から、英語圏・非英語圏問わずの採用が実際にはされていることが明らかになった。様々な国々から ALT を採用することによって、それぞれの文化の特性を生かした ALT 活用がされていけば、それは児童・生徒の異文化理解に貢献していることとなる。例えば、非英語圏の ALT とのコミュニケーションを通して、児童・生徒が、英語を母語としない者通しの共通語としての英語使用の便利さを実感し、英語への新たな認識を得ることなどはその例である。しかし、今回のアンケート回答結果からでは、この英語圏・非英語圏問わずの採用が実際に児童・生徒の異文化理解貢献につながっているか否かは明確には分からない。第一点・二点目で指摘した ALT の質の問題からすると、必ずしも、非英語圏 ALT の特性を生かした効果的な活用がされているとは考え難い状況である。また、非英語圏 ALT の特性を生かすために、非英語圏 ALT の採用を意識的・意図的に実施しているとは考えづらい。

第四点目として、これまでの点を考えると外国人 ALT 人数確保の優先が教育現場で起きているこ



アプローチの基礎を、英語学習者がもっとも遭遇しそうな多様なコミュニケーション場面に置くべきであり、更に、母語話者が第二言語学習者にそのような場面で期待する最低限の文法能力と社会言語的能力にも置くべきだ」とする (Canale and Swain 1980, 27-28)。このことから、彼らの伝達能力の理論において、第二言語学習者の能力に対する、適切・不適切という判断基準は母語話者にあると考えることができる。よって、このことが、英語母語話者を日本人英語学習者の英語能力の判断基準にするという概念の定着の一端を担い、日本でも盛んなコミュニカティブ・アプローチは、日本の英語教育の在り方に大きな影響を与えていると考えられる。

英語母語話者を判断基準としない議論として、鈴木 (2003) は、これからの国際社会において、英語母語話者とのコミュニケーションばかりでなく、英語母語話者以外の文化を異にする人々とのコミュニケーションの機会の増加を指摘し、英米語中心の英語教育は、英語の国際性から矛盾すると述べている (鈴木 14-26)。また、Alptekin(2002)やHyde(1998)は、英語母語話者をモデルとする従来の Canale and Swain (1980)によるこの到達目標 (Canale and Swain 27-35) は非現実的であり、国際社会では英語母語話者以外の文化を異にする人々とのコミュニケーション手段として、*intercultural competence* を育成することこそが重要なのであり、国際語として英語を教えることが必要だと述べている (Alptekin 57-63) (Hyde 7-11)。そして英語母語話者を標準モデルとしない、学習者の新しい英語観の確立の観点からは、Cook (1999)が、第二言語話者は彼らの第二言語と母語の知識や認知過程において、母語話者とは異なり、母語話者と比較されるべきでなく、英語教育現場においては“*failed native speakers*”ではなく *multicompetent speakers*”であると実感させるような教育が必要だと述べている (Cook 204)。また本名(1999)は、国際語としての英語の機能を認識し、日本人英語学習者が日本語英語は決してはずかしくないという意識改革をすることの必要性を主張している (本名 132-149)。このように英語母語話者を判断基準としない議論では、英語を取り巻く国際社会の考慮の必要性、*intercultural competence* の育成の必要性、新しい英語観の確立の必要性などが提唱されている。

しかし、このような議論に対して、懸念や課題が聞かれる。Nunn (2005)は効果的な国際コミュニケーションを行うためには、そのための特別な能力が必要であり、現在はまだ国際語としての英語に対する研究が十分になされていないと述べる。また Kubota (1999)は、多様な英語が ESL の教室の外のビジネスなどの世界でどの程度通用し、受け入れられるかに関して疑問視している (Kubota 28-30)。そして八島 (2004) は、母語話者や多文化の話者との意思疎通に支障をきたさない一定の伝達可能性の重要性を指摘し、英語母語話者を標準モデルにしない伝達能力を概念化するのであれば、伝達の可能性を考慮した上で、その基準を具体的に示す必要があると述べている (八島 136-137)。

このように日本人英語学習者の英語能力の判断基準をどこに設定すべきなのかの議論が多くなされているにも関わらず、英語教育現場でこれらの議論が反映されていないように思われる。その理由のひとつとして、英語母語話者を判断基準にする理論や方法論・教授法がこれまで実証されてきたのに比べて、判断基準にしない伝達能力は、概念の域をまだ出していないことが挙げられる。そして具体的な理論や方法論・教授法が確立されていないことが英語教育現場でこの概念が普及しない要素と考えられる。これは英語母語話者を判断基準としない議論に対する懸念や課題で前述したことと一致する。つまり英語母語話者を判断基準としない概念の普及・実践には、概念の提示のみば



かりでなく、具体的な理論や方法論・教授法の研究が望まれる。

#### 4. ALTに関するアンケート結果から得た課題：英語母語話者を標準モデルとしない教授法の有効性の条件

今回のALTに関するアンケートは、日本人英語学習者の英語能力の判断基準を英語母語話者に設定することを疑問視する点から行った。この結果から英語母語話者を標準モデルとしない教授法が有効になるためにはどのような課題や条件が考えられるだろうか。以下、ALTに関する今回のアンケート結果から得た課題を3点挙げることにする。まず第一点目として、ALTの定義の再考が挙げられる。今回のアンケート結果から明らかになったように、ALT人数確保のために非英語圏からもALTを採用しているという事実が存在する。そして人数確保の弊害から、英語圏・非英語圏の別に関わらず、ALTの教育への意欲や熱意の欠如といった質に関する問題が存在することがアンケート回答から明らかになった<sup>3)</sup>。非英語圏ALTそれも学部の専門が教育や英語教育ではない者を採用するならば、英語教育の知識がないALTではなく、英語教育の知識や経験を有し、高度な英語能力を保持する「日本人」でもALTは可能ではないかと考えることができる。実際に新学習指導要領の小学校学習指導要領、第4章の外国語活動（文部科学省 2008）では、「授業の実施に当たっては、ネイティブ・スピーカーの活用に努めるとともに、地域の実態に応じて、外国語に堪能な地域の人々の協力を得るなど、指導体制を充実すること」が挙げられている。よって外国語に堪能な日本人の地域の人々の英語教育への協力・貢献をこれから期待することができるであろう。小学校5、6年生の英語は新学習指導要領により平成23年度から完全実施され、それに伴いALTの人数確保が必要となるが、厳しい財政状況のため、大半の自治体がALTの新規採用を見送り、既存のALTを複数校に掛けもちさせるなどの措置をとっている厳しい現状にあるという（『茨城新聞』2009, 19）。このようにALTの人数確保は困難となり、ALTの人数確保優先から生じるALTの質などにまつわる問題はこれから増える一方だと容易に予測することができる。ALTの人数確保と同時にALTの質の確保が求められ、ALTとは誰をさし、何を求められているのか、そのALTの定義を再考し、更には何を英語学習の習得目標にするべきなのかを改めて考え直す必要があると考える。

第二点目として、非英語圏ALT採用の際には非英語圏ALTの特性を生かすことが望まれる。アンケートの回答からは、非英語圏ALTの特性を生かすための意図した非英語圏ALTの採用・活用が必ずしもなされていないことが推測される。英語圏ALTの代わりとしてではなく、非英語圏ALTだからこその英語教育への貢献があると考えて採用すべきであろう。例えば、日本人児童・生徒が非英語圏ALTとのコミュニケーションを通して、共通語としての英語使用の便利さを実感したり、非英語圏ALTが母国の文化や他文化を自分の母語でない英語を介して紹介するのを見ることは、異文化理解・交流の観点から、日本人児童・生徒の英語への認識に働きかけることとなることは言うまでもない。

第三点目として、英語母語話者を判断基準としない英語教育の実践可能な理論・方法論の必要性が挙げられる。英語母語話者を判断基準とする教授に関しては、これまで英語教育の中で実践され、理論はもちろんのこと、方法論・教授法も確立されてきた。それに比べて、英語母語話者を判断基準としない伝達能力の教授は、実践可能な理論や方法論・教授法が確立されていない。このことが、英語母語話者を判断基準としないという概念の普及・実践につながらない一要因であると考えられ

る。よって、これからの更なる研究が望まれる分野である。

## 5. まとめ

本研究では、英語母語話者を標準モデルとしない伝達能力の有効性を考察するための第一歩として、ALTの現状・実態を把握するためにALTに関するアンケート調査を実施した。アンケート結果から、英語母語話者の能力を日本人英語学習者の習得目標とする現在の英語教育における課題が浮き彫りになった。アンケート結果から導き出された課題として、ALTの定義の再考、非英語圏ALT採用の際は非英語圏ALTの特性を生かすこと、そして英語母語話者を判断基準としない英語教育の実践可能な理論や方法論・教授法の必要性が挙げられる。

平成23年度から小学校5、6年生の英語は必修化され、今回の調査結果から判断しても、外国人ALTの人数確保が更に困難になることが予想される。このことは、今研究の協力県特有の問題ではなく、全国的にも当てはまることである。ALTの人数確保優先によるALTの質の問題が数多く存在する状況を見ると、高度な英語力を有する日本人教員や地域の人材のALTとしての積極的な導入も必要だと考えられる。現在のALTの問題は、英語母語話者の能力を基準にするという概念から生まれ発展したものであり、外国人ALT採用時の、「外国人」であるべきという条件に無意識に固執している点にある。今後の日本の英語教育の更なる発展を目指して、我々はALTの定義、そして、日本人英語学習者の習得目標を英語母語話者の能力とする概念を再考する必要があると考えられる。誰と、何のためにコミュニケーションをするのかを原点に戻って考え直し、日本人はなぜ英語を学習するのかという点に立ち返ることも、英語母語話者を日本人英語学習者の英語能力の判断基準としない議論を考える際に大切であろう。

## 謝辞

本稿も含め、本研究遂行に対して、協力県の教育庁、各教育委員会にご理解をいただき、ALTに関するアンケート調査にご協力いただいた。自治体国際化協会には、JETプログラムに関するご回答をいただいた。そして全ての関係機関からは発表のご許可もいただいて形にできたことを、心から感謝の気持ちと御礼を申し上げたい。

また本稿は、英米文化学会第127回例会（2008年11月8日、於・法政大学）においての口頭発表に加筆したものである。

## 注

<sup>1)</sup>Canale and Swain (1980)は必ずしも第二言語を英米語と限ってはいない (Canale and Swain 27-35)。

<sup>2)</sup>本稿、「3. 英語母語話者を日本人学習者の英語能力の判断基準としない議論とそれに対する懸念・課題」では、鈴木 (2003)が英語を取り巻く国際社会の考慮の必要性 (鈴木 14-26)、Alptekin (2002) や Hyde (1998)が intercultural competence の育成の必要性 (Alptekin 57-63) (Hyde 7-11)、Cook (1999) や本名 (1999)が新しい英語観確立の必要性 (Cook 204) (本名 132-149) を主張していることに言及した。この議論に関して他にも、国際語としての英語の観点から、Horibe (2008)は、英語とその母

語話者の文化を教えるという伝統的文化観の見直しの必要性を述べ (Horibe 241-251)、Matsuda (2009)は、英米の英語と文化のみに焦点を当てた伝統的英語教授法が不十分であることを指摘している (Matsuda 11-13)。

<sup>3)</sup>すべての ALT に教育に対する熱意や意欲の欠如などの問題があるというわけではなく、回答の中には、児童・生徒と積極的に関わり、日本人英語教師へも協力的な現在の ALT に満足しているという回答も複数あった。

## 引用文献

### 1. 和文文献

茨城新聞. 2009. 『ALT 確保に苦慮』 (2009/04/05)

外務省ホームページ: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/> (引用日 2008/11/08)

自治体国際化協会. 2008. ALT に関する資料提供.

自治体国際化協会. 2009. 『JET programme 2009-2010』 :

[http://www.jetprogramme.org/documents/pubs/2009\\_Pamphlet\\_j.pdf](http://www.jetprogramme.org/documents/pubs/2009_Pamphlet_j.pdf) (引用日 2009/09/01)

鈴木孝夫. 2003. 『アメリカを知るための英語、アメリカから離れるための英語』 (文藝春秋) .

本名信行. 1999. 『アジアをつなぐ英語-英語の新しい国際的役割』 (アルク) .

本名信行. 2002. 『辞典 アジアの最新英語事情』 (大修館書店) .

文部科学省. 2001. 『JETプログラム基本問題検討会報告書の概要』 :

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/13/11/011121/002.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/13/11/011121/002.htm) (引用日 2009/09/01)

文部科学省. 2008. 『小学校学習指導要領』 :

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/) (引用日 2009/09/01)

八島智子. 2004. 『外国語コミュニケーションの情意と動機：研究と教育の視点』 (関西大学出版部) .

### 2. 欧文文献

Alptekin, C. 2002. "Towards intercultural communicative competence in ELT," *ELT Journal*, 56/1, 57-64.

Canale, M. and Swain M. 1980. "Theoretical bases of communicative approaches to second language teaching and testing," *Applied Linguistics*, 1/1, 1-47.

Cook, V. 1999. "Going beyond the native speaker in language teaching," *TESOL Quarterly*, 33/2, 185-209.

Horibe, H. 2008. "The place of culture in teaching English as an international language (EIL)," *JALT Journal*, 30/2, 241-253.

Hyde, M. 1998. "Intercultural competence in English language education," *Modern English Teacher*, 7/2, 7-11.

Kubota, R. 1999. "Japanese culture constructed by discourses: implications for applied linguistics research and ELT," *TESOL Quarterly*, 33/1, 9-35.

Matsuda, A. 2009. "Globalization and English language teaching: Opportunities and challenges in Japan," *The Language Teacher*, 33/7, 11-14.

Nunn, R. 2005. "Competence and teaching English as an international language," *Asian EFL Journal*, 7/3.

Abstract

The purpose of this paper is to consider possible effectiveness and problems resulting from not treating English by native speakers of English as the sole teaching model in English classrooms in Japan. The Ministry of Education, Culture, Sports, Science, and Technology has attempted to improve Japanese English learners' communicative skills. One of the means for this, a communicative approach has been employed in the English classrooms. In these English classrooms, what English should be regarded as teaching models will be a big issue, since viewing English by native speakers of English as the sole teaching model may lead to the learners' belief that English which deviates from the model is not appropriate or acceptable. And this may result in the learners' fear of making mistakes in speaking English and sense of inferiority toward native speakers of English. A questionnaire about Assistant English Teachers (ALTs) such as their nationality was administered, and responses from 35 educational boards in a prefecture of Kanto area were analyzed. Based on the analysis of the questionnaire results, this paper suggests ways of improving English education in Japan considering the practicability of not treating English by native speakers of English as the sole teaching model.